

○総務省令第二十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十九条第八項、第四十八条、附則第五条の二第二項及び第五条の三第二項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

総務大臣 原口 一博

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則第三条の二中「附則第一条の四」を「附則第一条の三」に改める。

附則第四条及び第四条の三中「第十一条」を「第十条」に、「附則第一条の四各号」を「附則第一条の三各号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。